

| 組合名    | 要 求                                     |   |               |  | 回 答                                     |   |                              |   |
|--------|---|---|---------------|--|---|---|------------------------------|---|
|        | 個別賃金水準(円)<br>1行目：若手技能職*1<br>2行目：中堅技能職*2 | 平均賃金要求  | 一時金(ヶ月)<br>年間 | 非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)   | 個別賃金水準(円)<br>1行目：若手技能職*1<br>2行目：中堅技能職*2 | 平均賃金要求  | 一時金(ヶ月)<br>年間                | 非正規雇用で働く仲間に関する取り組み(賃金・一時金など)  |
| トヨタ    | 316,450<br>394,230<br>421,330*3         | 平均賃金の引き上げを要求<br>資格ごとの引き上げ額を要求書に記載<br>事技職・医務職 指導職：3,400円<br>業務職 業務職1級：2,700円<br>技能職 EX級：4,480円 | 6.9           | 一般組合員の交渉結果に連動した賃上げ・一時金を要求する。   | 316,450<br>394,230<br>421,330*3         | 平均賃金の引き上げ(非公開)<br>資格ごとの引き上げ<br>事技職・医務職 指導職：3,400円<br>業務職 業務職1級：2,700円<br>技能職 EX級：4,480円 | 6.9                          | 一般組合員に連動した賃上げ・一時金とする。   |
| 日産     | (316,600)*4<br>(350,100)*4              | 平均賃金改定原資8,000円  | 5.2           | シニアパートナー組合員、パートナー組合員<br>：(一般組合員に準じた額として)月給の一人平均改定額2,000円。  | 316,600(別途確認)<br>350,100(別途確認)          | 平均賃金改定原資8,000円  | 5.2                          | シニアパートナー組合員、パートナー組合員<br>：平均賃金改定額 月次給2,000円  |
| 本田技研   | 301,350<br>374,700                      | 平均賃金要求に加え、<br>人への投資1,500円<br>[一人平均総額3,000円相当分]  | 5.0+1.0       | <一時金><br>正規従業員に準拠した要求を行う。  | 301,350<br>374,300                      | 平均賃金要求に加え人への投資3,000円相当分<br>[賃金改善分1,500円]  | 6.0                          | 無期嘱託従業員一時金月数：6.0ヵ月(正規同様月数)  |
| マツダ    | -*5                                     | 人への投資の原資として総額7,000円   | 5.0+3万        | <賃金><br>等級5以下組合員に準じた要求を行う。<br><一時金><br>エキスパート・ファミリー組合員：等級5以下一般社員に連動する。<br>期間社員組合員<br>：安結した夏季・冬季一時金それぞれの月数に14,000円を乗じた<br>金額を特別手当に加算する。   | -*5                                     | 人への投資の原資として総額7,000円   | 5.0+3万円<br>(3万円の配分は<br>別途協議) | 定年後再雇用者：一時金・水準・配分は一般組合員に連動する。<br>期間従業員・有期契約社員・パート・アルバイト<br>：安結した一時金の月数に14,000円を乗じた金額を特別手当に加算する。 |
| 三菱自工   | 271,300<br>329,100                      | 賃金改善分1,000円   | 5.0           | <賃金><br>シニア・パートナー社員、期間社員、パート・アルバイト社員<br>：時給制10円、月給制1,700円を要求する。  | 別途確定                                    | 賃金改善分1,000円   | 5.0                          | <賃金><br>シニア・パートナー社員、期間社員、パート・アルバイト社員<br>：時給制10円、月給制1,700円。                                      |
| スズキ    | -*5                                     | 賃金制度維持(昇給制度維持)に<br>人への投資を加えた賃金引き上げ<br>総額 組合員一人平均 7,500円                                       | 5.4           | <賃金><br>再雇用嘱託社員：正規従業員に準じた賃金引き上げを要求する。  | 別途確定                                    | 昇給制度維持分+人への投資を加えた<br>組合員一人平均7,100円  | 5.4 *10                      | <賃金><br>正規従業員に準じた賃金改善を行う。   |
| SUBARU | 265,510<br>313,473                      | 1人平均総額6,400円相当  | 5.0+0.4       | 再雇用者(SUBARUビジネススタッフ、SUBARUパートナー)<br>：一般組合員の改善分と同額の賃金引き上げを要求する。<br>組合員ではない非正規労働者に対しては、総合的な労働条件改善を要請する。  | 別途確定                                    | 一人平均総額6,400円  | 5.2                          | 再雇用者(SUBARUビジネススタッフ、SUBARUパートナー)<br>：現行の賃金を維持する。  |
| ダイハツ   | -*5                                     | 人への投資として7,700円  | 5.5           | <賃金><br>シニアエキスパート/パートタイマー：賃金改善分時給20円   | -*5                                     | 総額6,700円  | 5.5                          | <賃金><br>シニアエキスパート/パートタイマー<br>：賃金改善 時給者 10円/時、月給者 一般組合員に準じる。                                     |
| いすゞ    | 303,047<br>370,419<br>212,532*7         | 賃金カーブ維持分<br>+魅力ある職場に向けた人への投資一人<br>平均1,500円  | 5.0+0.6       | <賃金><br>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)<br>：魅力ある職場に向けた人への投資1人平均1,500円。<br><一時金><br>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)<br>：一般組合員の交渉結果に準じた処遇改善を要請する。<br><その他><br>再雇用組合員(スキルド・スタッフ/エキスパート・スタッフ)<br>：処遇全般の見直しに向けた通年での論議を要求する。<br>組合員以外の直接雇用非正規労働者<br>：諸施策への協力により会社に貢献していることを踏まえ、<br>同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、<br>職場の一体感の醸成のための処遇改善を要請する。<br>また雇用形態ごとの不合理な待遇差がないよう<br>処遇の実態把握と必要に応じた改善を要請する。 | 別途確定                                    | 賃金カーブ維持分+魅力ある職場に向けた<br>人への投資一人平均1,000円相当  | 5.0+0.6                      | 引き続き通年で議論する   |
| 日野     | 295,500<br>364,500                      | 賃金課題解決原資<br>組合員一人当たり7,500円  | 5.3+10万       | <賃金><br>賃金課題解決の原資として組合員一人7,500円(シニア組合員含)<br><一時金><br>シニア組合員：年間5.3ヵ月+10万円を要求する。   | 別途確定                                    | 総額4,250円  | 5.0+10万                      | <賃金><br>組合員に準じた賃金改定を行う。<br><一時金><br>シニア組合員：年間5.0ヵ月+10万円とする。                                     |
| ヤマハ発動機 | 270,400*8<br>310,200*8                  | 賃金改善分3,000円<br>+諸手当改善分の原資   | 6.5           | <賃金><br>エキスパート社員：賃金改善分として3,000円(1人平均)<br>+諸手当改善分の原資を要求する。<br><一時金><br>エキスパート社員：6.5ヵ月要求する。<br><その他><br>契約社員、パート社員の処遇改善を要求する   | 別途確定                                    | 賃金改善 一人平均3,000円<br>+諸手当改善分 一人平均100円   | 6.5                          | エキスパート社員は賃金水準に応じた額とする。<br>期間従業員・有期契約社員・パート・アルバイト<br>：正規従業員の賃金改善分相応の処遇改善                         |
| 日本発条   | 276,220<br>308,020<br>226,460*9         | 賃金改善を軸とした<br>「人への投資」を含む総額7,900円   | 5.7           | <賃金><br>シニア組合員：賃金を月額換算で1,560円引き上げる。(時給ベース10円)<br>シニア組合員を除く直接雇用の非正規で働く仲間<br>：地域事情および対象従業員の勤務状況等を勘案し、<br>組合員の引き上げと同程度の賃金引き上げを個別に検討する。<br><一時金><br>シニア組合員：5.7ヵ月分を要求する。  | -*5                                     | 総額6,700円  | 5.0+α                        | 定年後再雇用者：一時金は一般組合員と同月数<br>期間従業員・有期契約社員・パート・アルバイト<br>：地域事情及び対象従業員の勤務状況等を勘案し個別に検討する。               |

\*1：「技能職若手労働者(若手技能職)」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支える中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。3人世帯。

\*2：「技能職中堅労働者(中堅技能職)」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。4人世帯。

\*3：技能職E X級 技能3等級 \*4：現行水準からの算出値 \*5：非公開 \*6：25歳・高卒・勤続7年・技能職 \*7：25歳・TS2・高卒・勤続7年・技能職 \*8：現行値に賃金改善分を反映させた理論値 \*9：25歳・高卒製造職掌、勤続7年

\*10：年末賞与については今後の厳しい難局を乗り越えるために必要な変化や覚悟が、十分に達している状態か会社と組合が確認する場を設けたうえで、正式に決定する。